

被保険者 様

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行について

健康保険、船員保険及び厚生年金保険の育児休業期間中の保険料免除等に係る育児休業期間については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育介法」という。）の規定に基づき、取り扱ってきましたが、今般、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 114 号）により、育介法が改正され本年 10 月 1 日から育児休業期間の取扱いが変更となりました。

改正の内容は下記のとおりですので、運用に当たって、十分にご留意され、適切にご対応していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 育児休業の現行の規定

労働者は、養育する 1 歳に満たない子について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができます。また、労働者又はその配偶者が、養育する子の 1 歳到達日において育児休業をしており、かつ保育所に入れない等の事情がある場合に、当該労働者は、養育する子が 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの間について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができます。

2. 改正の概要

上記の規定に加え、労働者又はその配偶者が、養育する子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしており、かつ保育所に入れない等の事情がある場合に、当該労働者は、養育する子が 1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの間について、事業主に申し出ることによって、育児休業をすることができることになりました。

3. 施行期日

本取扱いは、平成 29 年 10 月 1 日からです。

4. 事務取扱の留意事項

健康保険法においては、被保険者が育介法に規定された育児休業等に該当している場合、保険料を免除するとしております。なお、保険料免除の申出については、被保険者が育児休業等（法施行後の保険料免除対象となる育児休業等は、以下①～④のとおり）を取得するたびに、事業主が健康保険組合へ届出することとなります。

- ① 1歳に満たない子を養育するための育児休業
- ② 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するための育児休業
- ③ **1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業**
- ④ 1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業

育児休業等を取得するたびに申出となることから、2歳に達するまでの育児休業を申出する場合、1歳6か月に達するまでの育児休業の申出後に再度申出を行う必要があります。

※1歳到達時に2歳までの育児休業等の申出を行うことはできないため、ご注意ください。
（上記④の育児休業の制度に準ずる措置は除く）